託送供給約款(需要場所で払い出す託送供給)新旧対照表				
東日本ガス株式会社 (現 行)	備考	東日本ガス株式会社(新 規)		
(表紙) 令和3年4月1日	変更	(表紙) 令和 <mark>4</mark> 年 4 月 1 日		
(附則) 1. 実施期日 この約款は、令和3年4月1日から実施いたします。 4. 乖離率に係る暫定的措置 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に初めて基本	変更削除	(附則) 1. 実施期日 この約款は、令和 4 年 4 月 1 日から実施いたします。		
契約を締結し、この基本契約の締結日から2年間における託送供給依頼者(以下「暫定措置対象者」といいます。)については、4(10)③、24においては「5パーセント」を「5パーセント(暫定措置対象者は10パーセント)」と読み替えます。  (別表第4) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア(供給区域等)  託送供給依頼者は個別契約の申込みに際して、以下の[2部料金]と[3部料金]のうち、いずれか1つを選択していただきます。		(別表第4) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア(供給区域等) 託送供給依頼者は個別契約の申込みに際して、以下の[2部料金]と[3部料金]のうち、いずれか1つを選択していただきます。		
② の 5 ら、いすれか 1 つを選択していたださます。  [2部料金]  1. 適用区分 (1) 4 5 メガジュール地区 料金表A ガス量が0立方メートルから20立法メートルまでの場合に適用いたします。 料金表B ガス量が20立方メートルを超え81立法メートルまでの場合に適用いたします。 料金表C ガス量が81立方メートルを超え204立法メートルまでの場合に適用いたします。 料金表D ガス量が204立方メートルを超え511立法メートルまでの場合に適用いたします。	変変変変変	[2部料金] 1. 適用区分 (1) 45メガジュール地区 料金表A ガス量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用 いたします。 料金表B ガス量が20立方メートルを超え80立方メートルまでの場合に適 用いたします。 料金表C ガス量が80立方メートルを超え200立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表D ガス量が200立方メートルを超え500立方メートルまでの場合に適用いたします。		
料金表E ガス量が511立方メートルを超える場合に適用いたします。	変更	料金表E ガス量が500立方メートルを超える場合に適用いたします。		

	l	
東日本ガス株式会社(現 行)	備考	東日本ガス株式会社(新 規)
(2) 62.8メガジュール地区 料金表A ガス量が0立方メートルから13立法メートルまでの場合に適用いたします。 料金表B ガス量が13立方メートルを超え48立法メートルまでの場合に適用いたします。 料金表C ガス量が48立方メートルを超える場合に適用いたします。	変更変更	(2) 62.8メガジュール地区 料金表A ガス量が0立方メートルから13立方メートルまでの場合に適用 いたします。 料金表B ガス量が13立方メートルを超え48立方メートルまでの場合に適 用いたします。 料金表C ガス量が48立方メートルを超える場合に適用いたします。
2. 料金表A 45メガジュール地区 (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 500 円		2. 料金表A 45メガジュール地区 (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 500 円
(2) 従量料金単価       1 立方メートルにつき     84.77 円		(2) 従量料金単価       1 立方メートルにつき       8 4. 7 7 円
62.8メガジュール地区 (3)定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 750 円		62.8メガジュール地区 (3)定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 750円
(4) 従量料金単価 1 立方メートルにつき 1 1 1 1 . 0 0 円		(4) 従量料金単価 1 立方メートルにつき 1 1 1 1 0 0 円
3. 料金表B 45メガジュール地区 (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 860円	変更	3. 料金表B 45メガジュール地区 (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 1,031.91円
(2) 従量料金単価 1 立方メートルにつき 66.77 円	変更	(2) 従量料金単価 1 立方メートルにつき 58.17 円

		19
東日本ガス株式会社(現 行)	備考	東日本ガス株式会社(新規)
62.8メガジュール地区		62.8メガジュール地区
(3) 定額基本料金		(3) 定額基本料金
1か月及び1個別契約につき 1,110円	変更	1か月及び1個別契約につき 1,315.40円
(4) 従量料金単価		(4) 従量料金単価
1 立方メートルにつき 83.31 円	変更	1 立方メートルにつき 67.51 円
4. 料金表C		4. 料金表C
45メガジュール地区		4 5 メガジュール地区
(1) 定額基本料金		(1) 定額基本料金
1か月及び1個別契約につき 1,500円		1か月及び1個別契約につき 1,500円
(2) 従量料金単価		(2) 従量料金単価
1 立方メートルにつき 58.87 円	変更	1 立方メートルにつき 52.32 円
62.8メガジュール地区		62.8メガジュール地区
(3) 定額基本料金		(3) 定額基本料金
1 か月及び 1 個別契約につき 2,400円		1か月及び1個別契約につき 2,400円
(4) 従量料金単価		(4) 従量料金単価
1 立方メートルにつき 56.44 円	変更	1 立方メートルにつき 44.91 円
	<b>发</b> 史	
5. 料金表D		5. 料金表D
45メガジュール地区		45メガジュール地区
(1) 定額基本料金		(1) 定額基本料金
1 か月及び1 個別契約につき 3,000円		1か月及び1個別契約につき 3,000円
7 7 7 7		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
(2) 従量料金単価		(2) 従量料金単価
1 立方メートルにつき 51.52 円	変更	1 立方メートルにつき 44.82 円
6. 料金表E		6. 料金表E
(1) and 240	1	

<u> </u>	はおいています。
備考	東日本ガス株式会社(新 規)
	4 5メガジュール地区
	(1) 定額基本料金
	1か月及び1個別契約につき 6,000円
	(2) 従量料金単価
変更	1 立方メートルにつき 38.82 円
変更変更	[3部料金] 7. 適用区分 (1) 45メガジュール地区 料金表F 年間ガス量が0立方メートルから1,000,000立方メートルまで の場合に適用いたします。 料金表G 年間ガス量が1,000,000立方メートルを超える場合に適用い たします。  8. 料金表 F
	45メガジュール地区(1) 定額基本料金
	1 契約につき 10,000円
	(2) 流量基本料金単価
	1 立方メートルにつき 1 5 0 円
変更	(3) 従量料金単価         1 立方メートルにつき       1 1.00 円
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	9. 料金表 G45メガジュール地区(1) 定額基本料金1契約につき50,000円

東日本ガス株式会社(現 行)	正区房相外从(而安勿川	備考	東日本ガス株式会社(新規)
(2)流量基本料金単価			(2)流量基本料金単価
1立方メートルにつき	150 円		1 立方メートルにつき 1 5 0 円
(3) 従量料金単価			(3) 従量料金単価
1立方メートルにつき	11.19 円	変更	1 立方メートルにつき 10.52 円
10. 3部料金制を選択されるとき、3(33)の境界線以 圧力が0. 1メガパスカル未満の場合は、低圧 従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加 とします。 45メガジュール地区 (1) 低圧導管利用に係る従量料金単価加算額 1立方メートルにつき	導管利用分として上記の	変更	10. 3 部料金制を選択されるとき、3(33)の境界線におけるガスの最高使用 圧力が 0. 1 メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の 従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加えたものを従量料金単価 とします。 45 メガジュール地区 (1) 低圧導管利用に係る従量料金単価加算額 1 立方メートルにつき 2. 11 円